

# 室蘭市が目指す コミュニティ・スクール

平成30年度版



～地域とともにある学校づくりを目指して～



室蘭市教育委員会

## I 室蘭市の基本方針

- 1 地域全体が教育の当事者としての力を発揮し、それぞれの立場で無理なくできることを継続していく仕組みとしてのコミュニティ・スクールをつくる
- 2 子どもたちに、ふるさと室蘭に愛着と誇りをもたせ、住みよい社会を形成する当事者としての自覚や行動力の基盤を養う
- 3 原則として、これまで築いてきた小中連携教育の取組を基盤とし、市内各中学校区に一つの学校運営協議会を設置する
- 4 小学校の統廃合の進展を見据え、平成34年度末を目途に市内全中学校区と1小学校区に学校運営協議会を設置する
- 5 コミュニティ・スクールの取組を活性化する社会教育の充実を推進し、コミュニティ・スクールの基盤を強化する

## II 目指す子どもの姿

室蘭市民憲章<sup>※1</sup>の精神にのっとり、進んで多様な人々との協働を経験しながら学ぶことの意義を実感し、明るい未来を切り拓く社会の担い手としての基礎・基本を身に付ける子

### ※1 室蘭市民憲章

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

(昭和47年8月1日制定)

### Ⅲ 導入の背景

諸調査の結果から、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かす力の育成は、全国的な課題であるとともに、本市の教育における課題でもあります。

また、本市では子どもたちのよりよい学習環境の確保を目指した学校統合を推進しており、校区の広域化がもたらす課題もございます。これまで培ってきた学校と地域との関係性の再構築を図り、子どもたちの安全・安心な教育環境づくりを考慮していくことも、本市ならではの課題となっています。

これらの課題を解決するため、本市では、「学力・体力・豊かな心の育成対策」「交通安全や不審者、災害への対策」を、学校のみならず、行政機関や地域の各種団体との連携・協力により推進してまいりました。

これらの取組を一層充実・発展させるために、コミュニティ・スクールの導入を計画しました。学校・保護者・地域が義務教育9年間で育てたい子どもの姿を共有し、社会全体で意図的・計画的・組織的な教育に係る活動を展開するために、情報発信と連携の場として中心的な役割を担えるのがコミュニティ・スクールであると考えます。

### Ⅳ コミュニティ・スクールでできること

#### 必ず行わなければならないこと

**校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること※<sub>2</sub>**

#### 任意でできること

**学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べること**

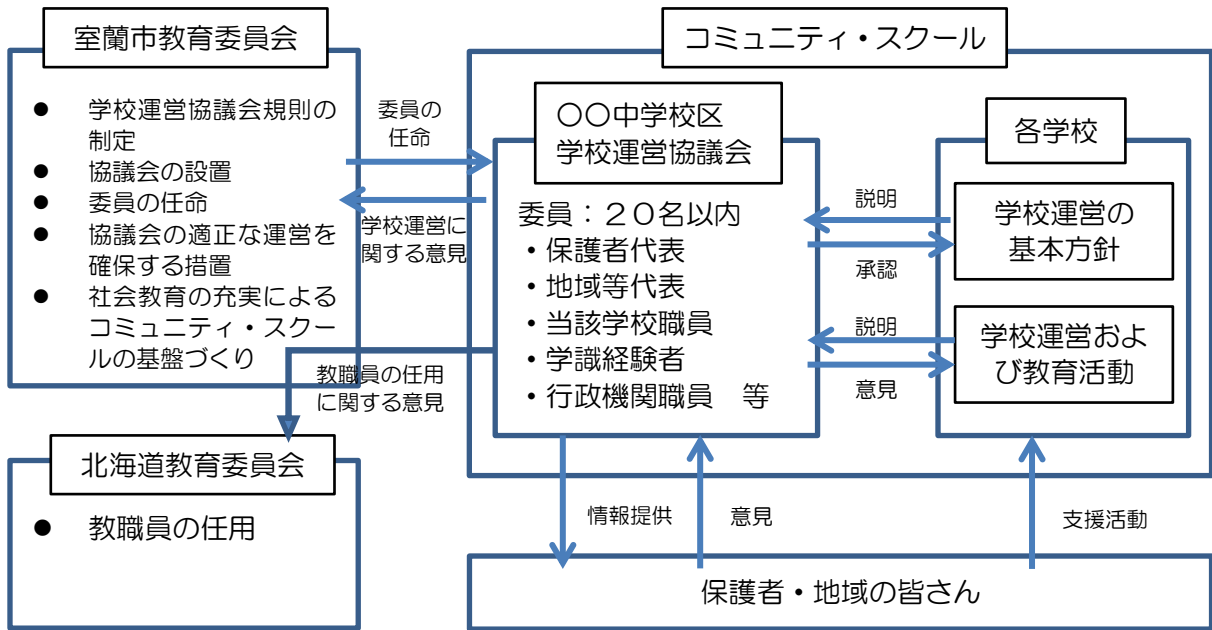
**教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べること※<sub>3</sub>**

**学校運営への必要な支援について協議すること**

※<sub>2</sub> 基本方針の中には、教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、組織編成に関する事、学校予算の編成及び執行に関する事、施設管理及び施設設備などの整備に関する事が含まれます。

※<sub>3</sub> 個人を特定するものではなく、教育委員会規則に定める事項について意見を述べる事ができます。

## V 室蘭市におけるコミュニティ・スクールの組織



## VI 室蘭市における学校運営協議会設置計画



## Ⅶ コミュニティ・スクールQ & A

### Q 1 コミュニティ・スクールとは分かりやすく説明するとどのような仕組みですか。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校のことです。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが可能です。

### Q 2 コミュニティ・スクールのメリットは何ですか。

先進地の取組から、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が機能すると、子ども、教職員、保護者、地域の人々それぞれにメリットが生じると言われています。

子どもにとっては、学びや体験活動の充実、自己肯定感や他人を思いやる心の成長、地域の担い手としての自覚の高まり、防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活の確保等が期待できます。

教職員にとっては、地域の人々の理解と協力を得た学校運営の実現、地域人材を活用した教育活動の充実、地域の協力により子どもと向き合う時間の確保等が期待できます。

保護者にとっては、学校や地域に対する理解の深まり、地域の中で子どもたちが育てられている安心感、保護者同士や地域の人々との人間関係の構築等が期待できます。

地域の人々にとっては、経験を生かすことによる生きがいや自己有用感、学校が社会的つながりや地域のよりどころとなる、学校を中心とした地域ネットワークが形成される、地域の防犯・防災体制の構築ができる等が期待できます。

### Q 3 学校と地域との連携はこれまでも行われており、学校評議員が各校で活動実績がある中、コミュニティ・スクールの必要性はどこにあるのですか。

学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の「当事者」として学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参画することができます。

また、社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は地域とともに発展していくことが重要です。学校運営協議会制度は法律に基づく制度なので、学校と地

域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、学校支援活動だけでなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることが可能です。

これまで各学校では学校評議員制度により、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を聞くことができ、学校運営に関するアドバイスやご意見を伺うことにより、学校教育の改善に努めてきました。

今後は、学校評議員制度を一步進める形のコミュニティ・スクール制度を導入することにより、さらに多くの方が学校運営に参画し、協働して学校教育の充実を目指します。

**Q 4 コミュニティ・スクールが全ての学校に設置されたら、学校評議員制度は  
どうなるのですか。**

コミュニティ・スクール制度は、学校評議員制度の機能を包括し、地域とともにある学校づくりをより一層推進できる仕組みと捉えております。

また、地域における会議の負担をできるだけ軽減する意図もありますので、学校運営協議会を設置した学校から順次、廃止していきます。

**Q 5 学校評議員が第三者による学校評価を兼ねている学校もありますが、コミュニティ・スクールが設置された後の学校評価はどのように推進  
するのですか。**

学校教育の充実・発展のためには、第三者による学校評価は必要であると捉えています。

学校運営協議会は、教育委員会規則によって設置と運営がなされますが、この規則には、「毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする」という項目を設定しており、学校運営協議会に評価機能を持たせることを明確化します。

**Q 6 平成29年3月に、コミュニティ・スクールに関する法律の改正が行われたと聞いていますが、従来と何が変わったのですか。**

平成29年3月に、コミュニティ・スクールに関する内容が含まれた、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

主な改正点についてご説明いたします。

一つ目は、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。これにより、教育委員会は所管に属するすべての学校に学校運営協議会を設置するように努めなければなりません。

二つ目は、学校運営に必要な支援についても協議することとなりました。これ



により、当該校の運営上の課題を解決し、より効果的な教育活動を行うために必要とされる地域住民等による支援活動が行いやすくなりました。

三つ目は、教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることになりました。これにより、教職員個人が不利益を被ることにつながらないか等の不安が解消され、学校運営の改善に資する一般的な人事に関する意見に限られることとなります。

四つ目は、複数校で一つの協議会を設置することが可能となりました。これにより、コミュニティ・スクールを小中連携教育等の密接な連携を図りながら推進していくことができるようになりました。

#### **Q 7 コミュニティ・スクールを設置することにより、学校や教職員の負担が増えるのではないですか。**

学校運営協議会設置前後は、学校運営協議会に関する事務等が一時的に増えますが、複数の会議を統合する等、組織の精選や会議の回数を減少させることができます。

また、学校運営協議会での協議を踏まえ、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少させることができます。

さらには、教職員が様々なネットワークとつながり、顔が見える関係になることで、学校に対する苦情が減少する等の効果が現れている地域もあります。

#### **Q 8 学校運営協議会の委員や組織はどのように決めていくのですか。**

学校運営協議会の委員や組織については、教育委員会が定める学校運営協議会規則にのっとり編成されます。

まず、委員については、人数の上限と任期、対象者を定めております。

室蘭市の場合は、現在のところ1学校運営協議会20名以内、任期は2年と定めております。対象者は、保護者、地域住民、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員としております。

委員は、対象学校の校長から意見を聴取した上で、適任者を教育委員会が任命します。

組織については、原則として中学校区に一つの学校運営協議会を設置し、会長と副会長を委員の互選により選出することとしております。

ただし、学校運営協議会で小中別に行った方がよい案件や、取り組む内容ごとに組織をまとめた方が効率的になる場合もあります。そのような場合は、各学校運営協議会に応じた組織の編成を可能とします。組織の条件は「教育委員会が任命した委員により構成し、会長と副会長を委員互選により選出する」以外は、それぞれの学校運営協議会の工夫によるものとします。

**Q 9 コミュニティ・スクールを設置することにより、校長の権限が制約を受けることはないのですか。**

学校運営の責任者はあくまでも校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

学校運営協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と学校運営協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。仮に、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠いてしまっていること等を理由に承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。そうした状況が継続する場合は、教育委員会が必要な措置を講じることとなります。

**Q 10 幼稚園や高等学校、特別支援学校にも学校運営協議会は設置されるのですか。**

「地域とともにある学校づくり」には、学校と地域住民等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援する地域基盤が欠かせません。幼稚園や高等学校、特別支援学校においても、学校・家庭・地域のとのつながりや校種間の連携は重要です。

ただし、学校運営協議会の設置については、各教育委員会の所管に属する学校にのみ可能となっているため、室蘭市の場合は、室蘭市立の小中学校に限られることとなります。

このような制限があり、市内すべての教育機関が一斉にコミュニティ・スクールとなることは難しい面もありますが、幼・保・小の連携、特別支援学校との連携などは現在も推進していることから、子どもたちの成長や体験を支えていくためには欠かせない連携として今後も推進していきます。

**Q 11 室蘭西中学校区では、コミュニティ・スクール導入促進事業を行っていましたが、これまでの成果や課題はどのようになっていますか。**

平成28～29年度にかけて行った、室蘭西中学校区におけるコミュニティ・スクール導入促進事業では、室蘭市にコミュニティ・スクールを導入した場合の組織や活動の在り方の検討や、先進地の視察と研修会への参加等を通じて、調査・研究を進めてきました。

これまでの調査・研究で明らかになっていることは、現在室蘭市で取り組んでいる小中連携のシステムを活用すると、義務教育9年間を見通した学力や体力、心の豊かさを、学校・家庭・地域が共通の目標とビジョンを共有しながら育てていくことが可能であるということです。また、コミュニティ・スクールの活動を推進するためには、地域人材活用のネットワークづくりが必要であるという方向性が見えてきています。

これらの方向性を実現するためには、学校・家庭・地域をつなぐコーディネー



ト機能の具体化や、中学校区ごとに異なる特色を効果的に発揮するための方策等が課題となっています。

### **Q12 コミュニティ・スクールの導入状況はどのようになっていますか。全国、全道、胆振管内の状況を教えてください。**

平成29年4月1日現在のデータによりますと、学校運営協議会を設置している公立学校数は、46都道府県で3,600校となっており、全国の11.7%の小中学校及び義務教育学校がコミュニティ・スクールを導入しています。

全道の状況ですが、20.4%の小中学校及び義務教育学校がコミュニティ・スクールを導入しています。

胆振管内では、安平町、登別市、壮瞥町、白老町、伊達市の36校でコミュニティ・スクールを導入しています。

### **Q13 コミュニティ・スクールをすでに導入している先進地の活動事例や成果・課題にはどのようなものがありますか。**

室蘭西中学校区で実施しておりましたコミュニティ・スクール導入促進事業では、平成28年度に北広島市の視察研修を行っていますので、事例を紹介します。

北広島市では、義務教育9年間で目指す子ども像を学校・家庭・地域で共有し、そのために身に付けさせたい4つの力を設定して、学校・家庭・地域で適切な役割分担を行っていました。

放課後や夏休み学習への地域の方々の支援、地域の方々による体験学習の提供や、地域全体での挨拶運動、子どもや教師の地域行事への参加や地域貢献の促進、安全・安心・防災を地域全体で取り組む活動の推進などの事例がありました。

学校・家庭・地域が目指す子ども像を共有することにより、一体となった教育活動に取り組みやすくなるとともに、学校と地域の双方向の関係の活性化や、小中の接続や連携の強化につながっていることが成果として挙げられていました。

学校の支援に関わる人材の確保や育成、制度の趣旨のさらなる浸透、学校・家庭・地域をつなぐコーディネートの大変さや難しさの解消などが、課題として挙げられていました。

### **Q14 コミュニティ・スクールを長く継続していく上で大切なことは何ですか。**

コミュニティ・スクール制度が導入される以前は、全国的に地域と学校の目標に大きなずれがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたからやる」や「この前、手伝ってもらったからやる」といった受け身の姿勢に

なってしまうたりすることが散見され、地域にとっても学校にとっても、直接自分たちのメリットとならないために、負担感ややらされ感となり、このことが蓄積されると不満につながる可能性を秘めていました。

コミュニティ・スクールが導入されると、地域と学校が共通の目標やビジョンを共有することで、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができます。そして、地域と学校が一体となって役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組むことが可能になり、この活動の蓄積が達成感につながる可能性を秘めています。

また、それぞれの立場で分担されたことが大きな労力を伴うものであれば、長続きはしません。誰もが無理なく取り組めることから始め、関係する人々の意識がさらに発展してきたら次の活動を追加していき、同時に多様なことを追求しないことも継続的な取組を行う秘訣ではないかと捉えています。

#### **Q15 教職員の任用に関する意見が出されると、教職員人事に混乱が生じるのではないですか。**

多くの学校運営協議会設置校では、「地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、校長の学校経営ビジョンを後押しする意見が述べられています。

また、学校運営協議会は合議制の機関なので、個人としての意見が尊重されるわけではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱が生じることはありません。

室蘭市でも学校運営協議会規則に教職員人事に係る内容を盛り込んでおり、「学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な職員に関する要望」としてあります。もう少し具体的に説明しますと、例えば、「地域との連携を強化するため、社会教育主事の資格を持った教員を配置してほしい」とか、地域で外国語教育に力を入れたいので、小学校にも外国語の教員免許を持った教員を配置してほしい」などの意見を想定しています。

#### **Q16 学校の教育活動に協力していただける方を募ったり、連絡調整の役割を担ったりするのは誰ですか。**

学校運営協議会導入前後は、各学校ができる範囲でコーディネーター的な役割を担っていただくことになります。

しかし、室蘭市の地域人材や施設、自然等の財産は、それが存在する地域の学校だけが活用するのではなく、室蘭市としてのネットワークを考えていくことが必要です。

学校運営協議会制度の導入後も、ネットワークの構築や、地域の財産と学校教育とのマッチングの仕方などについて、コミュニティ・スクール先進地の事例等を収集しながら、室蘭市としてのコミュニティ・スクールの在り方を工夫していきます。

**Q17 学校だけにコミュニティ・スクールの負担がかかるようでは、教職員の多忙化が進行する可能性が高くなります。室蘭市では、社会教育との連携をどのように考えているのですか。**

地域と学校が目標やビジョンを共有し、その実現のために学校・家庭・地域がそれぞれの立場で無理なくできることを分担して取り組むという基本が確立できれば、学校にばかり負担がかかることはないと考えます。

また、コミュニティ・スクールは、始めからメリットの部分だけが際立つ仕組みではなく、学校・家庭・地域が子どもたちの教育のために何ができるのかじっくり協議しながら歩み、地域全体が教育の当事者である意識を少しずつ高めていくことによって、地域組織としての成長ができると認識しています。

ただし、コミュニティ・スクールは学校教育だけで完結するとは考えておりません。地域にある様々な財産を活用するためには、学校教育以外における結び付きが必要であり、転勤のある学校職員だけで継続・発展させることは困難です。

地域の財産は室蘭市の社会的財産でもありますから、これらを効率的に活用することは社会教育との連携が必要です。また、社会教育に限らず、例えば子どもたちの安全・安心な環境づくりや防災の取組を進めていくためには、関係機関との連携が必要になります。

地域の財産の掘り起しやネットワーク化、ネットワーク化された財産と個々の学校における活動とのマッチングについては、さらなる先進地域の事例の研究や、室蘭市におけるコミュニティ・スクールのニーズの拡大等を勘案しながら、よりよい社会教育等との連携を考えていきます。



## Ⅷ むすびにかえて

平成30年度の教育行政方針説明に「平成30年度に室蘭西中学校区に学校運営協議会を設置します。今後は学校統合の推移を見据え、設置準備の整った中学校区に順次学校運営協議会を設置し、すべての小・中学校がコミュニティ・スクールとなることを目指します。」という内容を盛り込みました。

前述のとおり、本市においては、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かす力の育成が課題となっております。

また、学校統合により校区が広域化していくため、新たな学校と地域の関係作りが課題となっております。

学校と保護者や地域の皆さんが、義務教育9年間で育てたい子どもの姿を共有し、その実現のために共に知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、ふるさと室蘭に誇りと愛着をもち、将来的にはまちづくりの担い手として成長できる子どもたちを育成したいというのが導入の主たる理由です。

平成30年度は、コミュニティ・スクール導入事業で調査・研究を進めてまいりました室蘭西中学校区に学校運営協議会を設置します。

学校運営協議会の進め方につきましては、今後も研究と実践を積み重ねていく必要がありますが、学校と教育委員会が連携しながらよりよい学校運営協議会の在り方について考えてまいります。

その後、これらの先行事例を踏まえながら、平成34年度末までに室蘭市内の全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなるよう、教育委員会といたしましてもその体制づくりに努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

現在、コミュニティ・スクールの円滑な導入に向け、準備を進めているところであり、教職員・保護者・地域の皆さんにもこの制度の趣旨や本市にこの仕組みを導入するねらい等をご理解いただきたいと考え、この資料を作成いたしました。今後、各中学校区において、コミュニティ・スクールの導入準備を進める際に、この資料を活用してくださると幸いです。

なお、中学校区単位でコミュニティ・スクールに関する学習会や研修会を実施する場合があります。その際には、教育委員会の担当者がうかがい、説明させていただいたり、質問等を受けたりしたいと考えていますので、遠慮なくご連絡ください。

最後になりますが、本市の学校教育は学校職員はもとより、学校教育にご理解とご協力を賜っております保護者や地域の皆様の不断の努力により、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を支えていただいていることを常日頃から感じているところです。

今後も引き続き室蘭市の子どもたち一人一人に生きる力を育むために、室蘭市の教育にご尽力賜りますようお願い申し上げます。